下野市成年後見サポートセンターのおしごとは？

相談・利用促進

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えます。
- 相談の内容により、関係機関や専門職と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援内容を検討・調整します。

普及啓発

- 市民の皆様に成年後見制度の理解を深めていただくための機会をつくります。（研修会・出張講座など）
- 地域の多くの方や福祉サービス関係機関に対し、「成年後見制度」を知っていただくための情報発信を行い広く周知します。

申立手続き支援

- 成年後見制度の利用が必要な方についてお話を伺いながら、アドバイスや手続きの支援をします。

後見人等の方への支援

- 後見人等を担っている方や、すでに成年後見制度を利用している方の相談に応じ、円滑な支援活動となるようサポートします。

ご利用になる方の生活の状況や支援者の状況などお伺いすることがございますので、まずはお電話でご連絡ください

社会福祉法人
下野市社会福祉協議会

〒329-0414　栃木県下野市小金井789番地
下野市保健福祉センターゆうゆう館内
業務時間／月～金曜日　8:30～17:15
（祝日・年末年始を除く）
電話 0285-43-1236
FAX 0285-44-5807
✉ info@shimotsuke-syakyo.or.jp

メールでのお問合せはこちらからどうぞ

2023年９月発行

下野市成年後見サポートセンター

お気軽にご相談ください

あなたの家族やまわりの人でこのような心配ごとはありませんか？

家賃や税金を忘れて滞納してしまう、お金のやりくりができなくなっている…
判断能力が低下して銀行やＡＴＭでお金をおろすことができない…

消費者トラブル！！悪質な業者にだまされないか心配…

いろんな書類や手続きが分からず、支援してくれる人もいなくて、困っている…

障がいのある家族の将来の暮らしのことが心配…

こんなときどうする!? 次のページへ

お問合せ ご相談
0285-43-1236
月～金曜日　8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
社会福祉法人 下野市社会福祉協議会
相談無料 秘密厳守

成年後見制度とは

表紙のような心配を解決できるかも！

認知症や**知的障がい**・**精神障がい**などにより判断能力が低下している人の権利や利益をまもる支援者『成年後見人等』を選び本人を法的にサポートする仕組みが「成年後見制度」です。

成年後見人等が正しい財産管理や安心した生活をサポート！

★ご本人の気持ちを大切に、心身の健康や生活のようすに気を配りながら、家庭裁判所の管理のもと法的な支援をします

◎「成年後見人等」は、例えばこんなことを支援します

＜財産管理の例＞
- 通帳の保管や、年金などの受け取り、必要な支払い手続き
- 不利益になってしまう契約の取り消し

＜身上保護の例＞
- 安心して生活するために必要な福祉サービスなどの利用手続き
- 入院や施設入所などの手続き

ご本人の気持ちを尊重して支援します

成年後見人等ができないこともあります（例）

＊事実行為
（身の回りの世話や、介護など）
＊身元保証人になること
＊医療行為（手術や延命処置など）を代わりに同意すること
＊身分行為に関すること
（婚姻、養子縁組、離縁、遺言など）

◆利用にあたってのご注意点

■成年後見制度の**申立てをすると、家庭裁判所の許可が得られない限り、基本的に取り下げる（やめる）ことはできません**
（ご本人の判断力が回復するか亡くなるまで利用することになります）

■**成年後見人等の支援を受けると、「報酬」を支払うことになります**
報酬は、ご本人の財産から無理のない範囲の金額で家庭裁判所が審判して決定します（支払いは一年に１回）

■ご本人の預貯金が十分にないため「報酬」を払えるか心配な場合、自治体によって助成金を受けられる可能性があります

制度の仕組み

◆法定後見

本人の**判断能力が低下してから**「家庭裁判所」に申立てを行い、「成年後見人等」という支援者が選ばれて、本人の権利や利益をまもるためサポートします

◆任意後見

本人が**元気なうちに**前もって「任意後見人」になってほしい人や支援してほしいことを選んで契約しておき、判断能力が低下してから、その「任意後見人」が本人をサポートします

「法定後見」の種類

- **補助**　判断能力が不十分な方
- **保佐**　判断能力が著しく不十分な方
- **後見**　判断能力が常に欠けてる方

有 ↕ 無

医師の診断書や本人の情報などをもとに家庭裁判所が判断

ご本人の判断能力レベル

- 支援をお願いしたい人との話合いにより、「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結びます
- **最寄りの公証役場へ**ご相談ください

制度ご利用の流れ

下野市成年後見サポートセンターへご相談ください！

一般的に約２か月かかります

相談 ▶ 申立書類の準備（※①） ▶ 家庭裁判所に申立て（※②） ▶ 家庭裁判所による調査（※③） ▶ 成年後見人等の決定

※①申立書、診断書、ご本人の戸籍謄本、住民票、固定資産や収支の情報など

※②申立てができる人は、ご本人、配偶者、４親等内の親族、市長など民法等で定められています。
申立てには費用（診断書、印紙代・切手代などで２万円程度）がかかります。
また裁判所の判断で医師の鑑定が必要な場合は５～10万円程度かかることもあります。

※③ご本人や申立人との面談などを通して、家庭裁判所が必要な支援内容や支援者を判断（審判）します。